

一部負担金払戻金等の基礎控除額が引き上げられます

平成18年4月診療分から

共済組合では医療費の自己負担額の払戻しをしていますが、平成18年4月から、その基礎控除額が2万5000円に引き上げられます。

この改正は、共済組合が平成18年度に全国連合会から財政調整交付金を受けするため、交付基準に合わせて一部負担金払戻金、家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金(以下「一部負担金払戻金等」という。)の基礎控除額を現行の2万円から2万5000円に引き上げるもので、平成18年4月診療分から適用されます。

これにより、診療報酬明細書1件について、その自己負担額が2万5000円(現行2万円)を超えるときに、その超える金額(高額療養費相当分を除く。)が一部負担金払戻金等として給付されることとなります。

詳細は、共済組合(保険年金課医療係)へお問い合わせください。

●保険年金課医療係

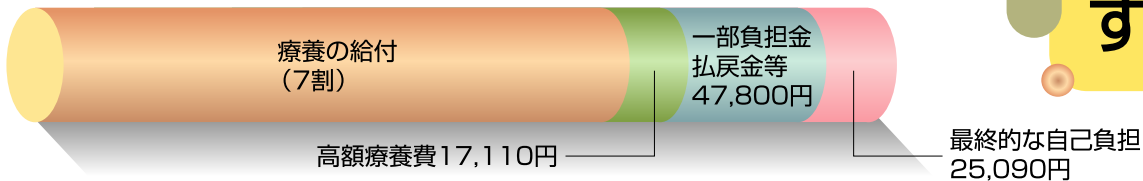
TEL089(9)45(6)318

<参考>

一部負担金払戻金等の計算例

総医療費が30万円(自己負担3割の場合)

(自己負担額)	(高額療養費算定基準額)		(高額療養費)
90,000円	− 72,890円	=	17,110円
(高額療養費算定基準額)	【基礎控除額】		(一部負担金払戻金等)
72,890円	− 25,000円	=	47,800円
			(100円未満切捨て)



※給料月額448,000円未満の一般組合員の場合

柔道整復師(接骨院)のかかり方

柔道整復師(接骨院・整骨院)で受ける施術は、組合員証が使用できる場合と使用できない場合があります。組合員証が使用できない傷病は、「捻挫、打撲、挫傷、骨折及び脱臼」とされています。また、組合員証が使用できない場合は次のとおりです。

なお、組合員証が使用できる場合の柔道整復師の施術は、療養費として支給されますし、(社)地方公務員共済組合協議会と受領委任契約を結んでいる柔道整復師などでは、施術の際に、自己負担(3歳から69歳の場合は3割負担)を支払えばよいことになっています。

組合員証を使用できる場合

- 捻挫、打撲及び挫傷
 - 骨折、脱臼などに対する応急処置
- (応急手当後の施術については、医師の同意が必要です。)

組合員証を使用できない場合(全額自己負担)

- 単なる肩こり、筋肉疲労
 - 単なるあんま・マッサージ
 - 内科的原因による疾患(リウマチなど)
 - 骨折、脱臼
- (応急処置又は医師の同意が得られているものを除く。)

